

仕様書

1 業務名

一般県道松阪環状線（豊原工区）道路改良事業における除草業務委託

2 目的

買収した工事施工前道路用地の除草を行い良好な環境を維持することを目的とする。

3 施行場所

一般県道松阪環状線（豊原工区） 添付図面のとおり

面積 109 m²

4 施行内容

- ・ 草刈（刈高 10cm 程度以下）
- ・ 搬出
- ・ 処分

5 業務完了報告書

草刈、搬出、処分が終了後、業務完了報告書を提出してください。（作業前、作業中、作業後の状況がわかる写真を添付してください。）

6 履行期限

令和元年7月31日

ただし、草刈作業は令和元年7月上旬以降で搬出、処分が履行期限に間に合う工程で行ってください。

7 その他

- (1) 搬出した刈草は適法に処分してください。
- (2) 地元への作業予定連絡のため、現場作業の実施期日3日前までに当方担当者に連絡してください。
- (3) 見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、見積もった契約希望額の108分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
- (4) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (5) 受託者が(4)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。